


所管部課	社会教育部 社会教育課	部長	小俣 学		
件名	東大和市体育施設等に関する条例の一部を改正する条例について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市体育施設等に関する条例施行規則			
	部課機関				
1. 要旨					
<p>新給食センター建設に伴い桜が丘市民広場の面積が狭くなるため利用料金や、次期指定管理者からの提案により、市民体育館の休場日等を改正する。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> 次期指定管理者からの提案により、市民体育館、桜が丘市民広場及び上仲原公園テニスコートの休場日を削減するとともに、市民体育館の平日の開場時間に関し、午後11時までの開館日を週2日から5日に変更する。 桜が丘市民広場に平成29年4月の稼働に向け、新学校給食センターが建設されることに伴い、面積が狭くなることから、現在の利用形態を存続させたうえで、利用料金を減額する。 上仲原公園野球場の利用に関し、スポーツ団体からの要望を受け、これまでの全面貸しに加え、西側の陸上競技場部分に限定した貸出しを設定する。 <p>(2) 施行日 平成27年4月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果 該当する各施設における休場日の削減、開場時間の延長、新たな利用形態の設定により、利用者の利便性が向上する。</p>					
2. 経過 (現時点に至るまでの経過)					
<ul style="list-style-type: none"> 平成26年第3回市議会定例会において、次期指定管理者に係る東大和市体育施設等の指定管理者の指定について議決済。 平成26年第10回東大和市教育委員会定例会(平成26年10月24日開催)において、本条例の一部改正に係る市長への意見の申し出について承認済。 条例案文については、文書課において審査済。 					
3. 留意事項 (問題点等)					
4. 主管部処理案 (検討結果等)					
<p>庁議における審議終了後、速やかに平成26年第4回市議会定例会へ議案とするための事務を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。